

43. 22

方式上の欠陥が補正されていない出願に対し、補正指令の趣旨と無関係な自発の手続補正書等が提出された場合の取扱い

方式上の欠陥が補正されていない出願に対し、補正指令（特17条3項^{*1}、実2条の2第4項、6条の2）の趣旨と無関係な自発の手続補正書等が提出された場合には、願書との表示の同一性が認定できるものに限り、受理する。

なお、特許出願、商標登録出願又は防護標章登録出願において、出願日が認定されていない出願に対し、補完指令（特38条の2第2項、商5条の2第2項^{*2}）の趣旨と無関係な手続補正書等が提出された場合には、願書との表示の同一性が認定できるものに限り、受理する。

（改訂平成28・4）

^{*1} 特17条3項：意68条2項、商77条2項において準用

^{*2} 商5条の2第2項：商68条1項において準用